

通学バスについて

宮城県立光明支援学校 総務部

1 通学バス利用対象者について

- (1) 通学バスは小・中学部(義務教育)児童生徒の通学負担を軽減する目的で運行されます。したがって、通学バスの利用者は、上記利用対象者の利用希望申請【様式2ー乗車申込書】に基づいて慎重に審議して決定します。
- (2) 高等部生徒の通学方法については、県教委特別支援教育課の指導により、卒業後の社会参加及び社会的自立に向けて、公共交通機関等を利用した自力通学が原則です。ただし、「学校や住居の立地地域に交通機関が整備されていないため、自力通学が不可能な場合」若しくは「障害の程度が重く、一般の交通機関の利用に著しく困難が伴う場合」のいずれかに該当し、かつ「家族に送迎できる者がいない場合」については、特例として、通学バスの利用を許可する場合があります。小・中学部の児童生徒で定員に達したコースについては利用できません。
- (3) 医療的ケアが必要な児童生徒については下記のとおりとします。
 - ① 経管栄養(胃ろう・経鼻等)等定時のケア(バスの車内において医療的ケアを必要としない)だけがが必要な場合は、利用申請の際に【様式3ー同意書】を提出していただき、慎重に審議して決定します。
 - ② 気管切開(カニューレ留置)の児童生徒については、現状ではバス利用時の安全確保が困難であるため、原則として利用できません。ただし、保護者が同乗する場合にはこの限りではありません。
 - ③ 座位保持椅子等を利用して利用が難しい児童生徒については、安全確保が困難であるため、原則として利用できません。
- (4) 通学バスを利用している児童生徒の保護者は、座席に余裕がある場合に限り、【様式5ー同乗申込書】を提出し、利用することができます。(例：学校行事、授業参観、個人面談等)

2 運行経路および乗車地の設定について

運行経路は、利用が決定した小・中学部児童生徒の居住地を基に決定します。乗車地は幹線道路沿いに設定して、可能な限り乗降しやすい場所に集合し、運行時間の短縮、運行経路の効率化を図ります。高等部生徒の乗車地は、小・中学部児童生徒の乗車地を利用します。高等部生徒のために新たな乗車地は原則として設定しません。

3 利用上の留意点について

乗車について

- (1) 通学バスは定刻に発車します。発着時刻の5分前には乗車地で待機してください。
- (2) 登校時はお子さんを指定の座席に座らせ、シートベルトを装着するところまで、保護者の責任で行ってください。お子さんが自分でできる場合は、入り口付近でシートベルトを装着するところまで、目視確認を行ってください。
- (3) 下校時、保護者が迎えに出ていない場合
保安員より携帯で連絡をしますが、発着時刻を5分過ぎた時点で出発し、お子さんを終点の営業所まで乗車させますので、お迎えに来てください。

- (4) 体調がすぐれない場合
- ① 気持ちが不安定で、行動面で少しでも心配なことがある場合は乗車を控えてください。
 - ② 御家庭で朝方にてんかん発作が起きた場合は十分に様子を見てください。乗車直前に乗車地付近でてんかん発作が起きた場合は、保護者による送迎をお願いします。
 - ③ 乗車中のてんかん発作については、【様式2ー乗車申込書】に御記入いただいたとおりに対応しますが、緊急時(てんかん発作以外も含めて)、通学バス保安員は「保護者への連絡、学校への連絡、救急車の要請」という対応をします。
- (5) 児童生徒が通学バスの窓ガラスや座席シート等を破損した場合
原則、保護者が弁償することになります。なお、他害行為等が続く場合は、保護者に同乗いただく等の対応をお願いする場合がございます。
- (6) 新転入生等で初めて通学バスを利用する場合
利用初日と翌日の登下校時に保護者も同乗してください。その際、車中の様子や運行経路等の確認をすると同時に、お子さんの実態等を保安員に確実に伝えてください。

欠席等の連絡について

- (1) 事前に保安員に欠席連絡する場合
口頭だけではなく、なるべく【様式6ー「通学バス乗車変更届」】に記入して、提出をお願いします。メモの場合は、「学部・学年・氏名」「コース・乗車地名」「乗車しない日」「朝・帰りの利用の有無」等を記入し、お渡してください。
- (2) 事前に営業所に欠席連絡する場合
「学部・学年・氏名」「コース・乗車地名」「乗車しない日」「朝・帰りの利用の有無」等を前日の18時までに電話で連絡してください。
- (3) 当日に欠席連絡する場合
次のいずれかの方法で確実に連絡してください。
- ① 通学バスが営業所を出発する前に、各営業所に電話で連絡する。
 - ② 乗車地で、直接保安員に連絡する。
- (4) 乗車地への到着が大幅に遅れている場合
保安員の携帯電話に連絡して確認することができます。
- (5) やむを得ない場合や緊急時は保安員の携帯電話に連絡することができます。ただし、乗車指導中は応答できない場合があるので、できるだけ回送中に連絡してください。

その他

- (1) 登下校で違うコースを利用することはできません。
- (2) 乗車地への送迎は、保護者の責任の下で行ってください。乗車地まで保護者が付き添わず一人で行き来する場合は、担任に相談の上、【様式4ー誓約書】を提出してください。
- (3) 間違いや紛失を防ぐために、全てのお子様の持ち物に名前を表記してください。
- (4) 各学期の初めに、ティッシュペーパー1箱を保安員にお渡してください。
- (5) 運転手名、保安員名、コースごとの携帯電話番号等は、翌年度当初にお知らせします。